

第1回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和6年4月26日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- | | |
|----------|------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 議案第1号 | 農地賃貸借の解約について |
| 第4 議案第2号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 第5 | その他 |

◎出席委員 (10名)

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 樋口國先 |
| 2番 | 杉田文枝 |
| 3番 | 神野充布 |
| 4番 | 瓜田晃 |
| 5番 | 山下博史 |
| 6番 | 菅野能弘 |
| 7番 | 佐藤能將 |
| 8番 | 加川可名子 |
| 9番 | 長谷川和夫 |
| 10番 | 藤本博 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 山崎義典 |
| 事務局次長 | 中村稔 |
| 主事 | 菊地智皓 |

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は10名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第1回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りでございます。
------	--

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	＜日程第1＞議事録署名員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名員に9番長谷川代理、1番樋口委員にご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
------	---

（「異議なし」という者あり）

藤本会長	ご異議がないようでありますので、長谷川代理、樋口委員を議事録署名員に決定いたしました。
------	---

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長	＜日程第2＞諸般の報告を行います。委員の皆様から何か報告事項があれば発言してください。
------	---

（「なし」という者あり）

藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
------	-------------------------

中村次長	事務局長。
------	-------

藤本会長	はい、次長。
------	--------

中村次長	それでは第12回総会以降の経過報告をいたします。2ページをお開きください。3月29日、令和6年第3回美深町議会臨時会を開催してございます。4月11日、令和6年度北部上川農業委員会協議会総会並びに同じく次の欄にあります上川地方農業委員会連合会総会が行われ、藤本会長と山崎局長が出席をしております。18日、美深町農業再生協議会通常総会が農業振興センターで行われております。藤本会長、山崎局長が出席をしております。本日第1回美深町農業委員会総会が行われておりまして、この後、総会終了後には美深町農業委員会親交会総会も行われる予定でございます。
------	--

第1回総会以降の予定です。4月30日、来週になりますけれども、令和6年第4回美深町議会臨時会を開催を予定してございます。5月中旬には美深町農業後継者育成推進協議会幹事会を行う予定でして、総会の準備打ち合わせをする予定でございます。5月下旬なんですけれども、令和6年度家族経営協定調印式が行われる予定です。これにつきましては、現在〇〇で研修を受けています〇〇夫妻が6月1日に就農予定でございます。それに先立ちまして認定委員会も開催するんですが、その際に、家族経営協定調印式も予定してございます。続きまして、第2回美深町農業委員会総会なんですけど、ちょうど5月下旬に藤本会長が全国会長会議に出席されるものですから、それ以外の日程で調整をお願いしたいと思います。

（日程調整）

中村次長	それでは5月31日金曜日、13時30分からで第2回美深町農業委員会総会を開催したいと思いますのでよろしくどうぞお願いします。最後の行になります。今間違いに気づきました。28、29、30日まで令和6年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請行動並びに上川地方農業委員会連合会都府県農業事情視察研修ということで、3日間東京都、藤本会長が出席をいたします。これについては2年に1ぺんということで、美深町出席しますので、今年は旅費を予算措置して、参加していただくということになります。諸般の報告、事務局次長からは以上となります。
山崎局長	局長。
藤本会長	はい、局長。
山崎局長	4月11日、会長と一緒に出席をいたしました、北部上川農業委員会協議会総会及び上川地方農業委員会連合会総会の報告をいたします。まず北部上川におきましては、令和5年度決算の報告におきまして、研修事業の宿泊費やバスの値上げによって、予算以上の経費がかかったことにより、繰り越し額が前年と比較して減少したという報告を受けております。令和6年度の予算の中では、研修費を減額し、参加者からの負担を多く求めることにより開催をしていきたいと。ただし、今後において財源確保をどう求めていくかにつきましては、継続協議となっております。次に上川地方連の関係につきましては、事業報告、決算報告が行われ、役員におきましては、空席となっていました南部ブロックからの推薦によりまして、副会長に上富良野町の会長さんである井村さん理事といたしまして、富良野市の会長さんである杉村さんが新役員として選出をされております。また、令和6年度事業計画及び予算については原案通り決定されました。またこの地方連の総会の中で、先ほど申し上げました藤本会長が出席する。令和6年度全国農業委員会会長大会及び都府県農業事情視察研修には管内から会長さんが20名、事務局長5名が参加する報告を受けております。総会が終了後、北海道農業会議の佐藤部長から農業委員会を取り巻く情勢などの説明があり、その後上川地方連主催の交流会に出席し帰町をいたしました。以上、北部上川及び上川地方連総会の報告といたします。
藤本会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ご意見等があれば承ります。ありませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長	<日程第3>議案第1号、農地賃貸借の解約についての議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは議案3ページになります。 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約につきまして、貸主借主より通知がありましたので審議願います。 全部で3本ありまして、3本とも借主が同じ人でございます。 整理番号1番、貸主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△番

地、〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△番△。公募畑、現況畑。面積△, △△△㎡。契約期間は令和4年5月28日から令和14年5月27日までの賃貸借の契約でした。合意解約による解約年月日については、令和6年3月25日。土地の引き渡し時期同日、令和6年3月25日です。今回は貸主借主の申し出による合意解約となります。

整理番号2番、貸主、〇〇市〇〇△条△丁目△番△△号、〇〇〇〇さん。借主、1番と同じです。土地の表示、美深町字〇〇△△番△。公簿田、現況田。面積△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡。契約の期間、令和3年4月1日から令和8年8月31日までの賃貸借です。合意による解約年月日につきましては、令和6年3月25日。土地の引き渡し期日同日、こちらについても、貸主借主の申し出による合意解約となります。

整理番号3番、貸主、字〇〇△△△番地△△、〇〇〇〇さん。借主は1番と同じです。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△。他△筆、合計△筆。ごめんなさい△△△番△ですね、地目公簿畑、現況畑。面積が△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡。他△筆、合計が△筆です。合計面積が△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡。契約の期間が令和4年5月28日から令和14年5月27日までの賃貸借。合意による解約年月日は令和6年3月25日、引き渡し期日当日となります。理由については、貸主借主の申し出による合意解約となります。今回の合意解約につきましては、〇〇さんが借りていた農地、規模を縮小するというので、全部の解約をするといったことをございまして、この残った解約後の農地につきましては、この後出てきます利用集積で、新たに計画で持って進められる予定でございます。すいません、今、合計△筆と言いますが全部で△筆になりまして今申し上げますね。△△, △△△のうち△△, △△△になろうかと思ひます。全てダブっておりまして申し訳ございません。全部で△筆ですね。すいません。今訂正したのは、まず地目のところで全ての土地がダブっておりまして、全部で△筆になります。△△△番△というのと△△△番△、△△△番△、全部で△筆になります。数字の訂正につきましては、△△, △△△のところを△△, △△△。そして△△, △△△というところを△△, △△△。以上のように訂正をいたします。資料をつけておりますけれども、この後利用集積のところでも、説明しておくところでありましたが、今回3件のものにつきましては、これで言う整理番号13番14番15番というところをご覧ください。一番最後2枚目のページの整理番号13番14番15番というペーパーになります。ご覧いただけますでしょうか。まず〇〇さんのところにつきましては。地図上に細長い地図が見えると思ひます。△△-△というところが〇〇さんのところになります。その下〇〇△△△〇〇の下部分でいくつかの地目が重なっている赤い部分がございます。これについては〇〇〇さんが所有している農地でございます。その下整理番号15番と書かれているところがあると思ひます。これが全部で△筆、これが〇〇〇〇さんの所有しているところ、これすべて今まで〇〇さんが借りていたところを解約して返したといったところですね。ご確認ください。

藤本会長

議案第1号について質疑願ひます。ご質疑ご意見を承ります。

2番

杉田委員

(挙手)

藤本会長

はい、杉田委員。

2番

杉田委員

すいません、〇〇さん、先ほど規模縮小って聞いたんですけど、農家を辞めるというんではなくて、規模縮小。

山崎局長

はい。

藤本会長

はい、局長。

山崎局長	農協さんからの情報提供ということで、私が聞いている範囲のことを報告をさせていただきます。酪農絞りにについては、全てやめるということで、現在育成牛が残っているということになります。それで〇〇さんが借りていた土地については、今こういう形で整理をしていくということで、最終的には自分が持っている所有している農地をどうするかということになるんですけども、今地域の中で調整を図って、できれば売買をしていきたいという希望を持たれているという情報です。ただ育成の方については、いつぐらいまでということは、特に聞いておりません。以上です。
藤本会長	ありがとうございます。
藤本会長	他にございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 （全員の挙手あり）
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 1 号、農地賃貸借の解約については原案の通り可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長	< 日程第 4 > 議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	議案第 2 号、5 ページになります。議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定によりまして、美深町長より決定を求められた。令和 6 年度第 1 号、農用地利用集積計画について審議を求めます。 今回 1 番から 15 番までございまして説明を申し上げます。 整理番号 1 番、貸主、字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△番地、〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。公簿畑、現況畑。面積が△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡の賃貸借です。利用開始が令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 か年間。小作料については、反あたり畑△, △△△円、1 年間で△△△, △△△円です。賃貸継続の案件です。 整理番号 2 番、貸主、〇〇市〇〇△△条△丁目、〇〇〇〇さん。借主は整理番号 1 番と同じです。土地の所在、美深町字〇〇△△番△、公簿田、現況畑。面積△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。賃貸借の始まりが令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間でして、小作料については反当たり畑△, △△△円、1 年間△△△, △△△円の賃貸継続の案件です。先ほど申し送りましたけども、毎年 12 月 25 日まで口座に振り込むといったことでございます。 6 ページに行きまして、整理番号 3 番、貸主、字〇〇△△番地、〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△番地△、〇〇〇〇さん。土地の所在、美深字〇〇△△番△、地目畑、公簿畑。面積△△, △△△㎡のうち△△, △△△㎡の賃貸借です。

期間は令和 6 年 5 月 25 日から令和 9 年 5 月 24 日までの 3 年間、小作料は反あたり畑△, △△△円、年間△△, △△△円の賃貸継続の案件です。こちらも 12 月 25 日まで口座に振り込みをいたします。

続きまして、整理番号 4 番、貸主、〇〇市〇△条〇△丁目△-△、〇〇〇〇〇外△名。借主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目公簿畑、現況畑。面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 6 年 6 月 2 日から令和 16 年 6 月 1 日までの 10 年間。小作料は反あたり畑△, △△△円、△△, △△△円年間となります。12 月 25 日まで口座振り込みの賃貸継続の案件です。

整理番号 5 番、貸主、〇〇市△条〇△丁目△△番△△、〇〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△番地△△、〇〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目公簿畑、現況畑。面積△△△㎡。他△筆、合計 △筆。合計面積が△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 6 年 4 月 30 日から令和 11 年 4 月 29 日の 5 年間です。小作料、反あたり畑△, △△△円、年間で△△, △△△円の賃貸継続の案件です。12 月 25 日まで口座振替です。

整理番号 6 番、譲渡人、〇〇市〇〇△条△丁目 △△番△号、〇〇〇〇〇さん。譲受人、美深町字〇〇△△番地△、〇〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積△△, △△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期は令和 6 年 4 月 30 日。対価の支払い期限は令和 6 年 12 月 25 日です。土地の引き渡し時期につきましては、対価の支払い日となります。価格ですが、反あたり畑△△, △△△円、価格総額△, △△△, △△△円売買となります。資料をつけてますので、別紙資料を見ていただきたいと思うんですが、1 枚目の上、整理番号 6 番というところがございまして、〇〇△△〇〇のちょうど〇〇〇〇という〇〇さんの〇側にあたるところでして、ここ△筆を今回〇〇〇〇さんに売買するといったところですのでご確認ください。

では議案に戻りまして、次 7 ページをお開きください。整理番号 7 番、譲渡人、〇〇町〇〇△区、〇〇〇〇〇さん。譲受人、これは先ほどの 6 番と同じ〇〇さんです。土地の所在、美深町字〇〇△△番△。公簿畑、現況畑。面積△△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡です。所有権移転売買となりますけれども、所有権の移転時期につきましては令和 6 年 4 月 30 日。対価の支払い期限、令和 6 年 12 月 25 日。土地の引き渡し時期は対価の支払い日となります。価格ですが、畑△△-△と△△-△と 2 つに分かれています。△△番△、△△, △△△円。△△番地△、△△, △△△円となります。これにつきましては、土地の状況が、△△番△は湿地帯で使用がなかなか困難という地域の判断によって△△, △△△円と価格を設定されています。△△番△につきましては問題なく使用できる農地ということで、反当たり△△, △△△円ということで計画として上がってございます。これは賃貸から売買の案件となります。別紙資料つけてますので、先ほどの別紙資料をご覧いただきたいと思うんですが、整理番号 7 番ということで、〇〇という表示がありますけれども、〇〇△△〇を挟んで〇〇が〇〇となります。△筆見えると思うんですが、先ほどの△△円といった場所については、この△筆のうちの左側、草木が入っている部分が見えまして、ここが使用が困難であるところで、価格が違うところですので、どうぞご確認ください。

議案に戻っていただきます。整理番号 8 番です。譲渡人、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇さん。譲受人、美深町字〇〇△△番地△、〇〇〇〇〇さん。土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公募畑、現況畑。面積が△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△△, △△△㎡の所有権移転売買となります。所有権の移転時期につきましては、令和 6 年 4 月 30 日。対価の支払い期限は令和 6 年 12 月 25 日。土地の引き渡し時期は対価の支払い日となります。価格は反あたり畑△△, △△△円。価格総額は△, △△△, △△△円となります。賃貸から売買の案件となります。別紙資料ですね、整理番号 8 番ということで、先ほどの 1 ページの下あたりの地図になりますけれども、〇〇△△〇〇から左側、〇側の方の赤く囲った部分が今回〇〇さんから〇〇さんへ売買する農地となります。全部で△筆になりますので、どうぞご確認ください。

	す。13 番から 15 番までいずれも小作料につきましては、前の〇〇さんが借りてた小作料と同じとなります。3 件とも同じ新規ですが、先ほど解約のところである場所を確認していただきましたので、説明は省略をいたします。以上です。
藤本会長	議案第 2 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定については、原案の通り可決されました。

◎日程第 5 その他

藤本会長	< 日程第 5 > その他。令和 6 年度美深町農業委員会活動計画（案）を事務局より説明願います。まずその前に各小委員長からの活動計画について報告を願います。
3 番 神野委員	農地小委員会です。農用地の確保、調査活動を行います。1 番、農地利用状況調査の実施。8 月町内一円で実施すると、今までは 1 日で行っていましたが、目標地図を今年からやるということで、その中身の状況によりまして、数日に分けて町内一円を状況調査しようかと今年は考えております。2 番、全町農作物生育調査の実施。これは町でやっている作況調査をいつもの 9 月に一緒に実施するというようになっております。2 番、農地等の利用の最適化。 (1) 農地流動の意向把握と担い手への利用集積の促進、(2) 無断転用及び無許可の賃貸借の解消。3 番、農地にかかわる指導相談活動。(1) 農地及び適格な経営移譲についての指導相談活動、(2) 相続届出義務等の周知。これは 4 月から民法改正により法律ができて、届け出が法的に決められましたので、それを周知してもらうための活動をするということです。(3) 無断転用防止の指導監視。以上です。
5 番 山下委員	農政小委員会です。活動内容が 1 番から関係行政機関等への意見交換活動。 (1) 令和 7 年度農業振興施策に関する意見書の提出。(2) 美深町農業関係機関等との意見交換会の開催。続きまして 2 番、農業制度に関する情報提供啓発活動。(1) 農業委員会だよりおおぞら第 25 新年号の発行。(2) 農業者年金制度の加入促進と年金相談活動。(3) 全国農業新聞購読者の普及促進。(4) 環境整備に関する啓発及び指導活動。3 番、担い手育成支援活動。(1) 家族経営協定の締結促進及び締結内容の見直しについての推進。(2) 担い手育成の推進及び後継者育成の推進。4 番、委員研修活動。(1) 農業委員先進地視察研修の企画調整。(2) 各種研修会の開催。最後に 5 番、鳥獣被害対策の推進について。適宜時間を設けて、この内容について話をして決めていくような形を取りたいと思います。
中村次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。

ただいま小委員長から報告いただきました活動計画に基づきまして、令和 6 年度美深町農業委員会活動計画を作成しております。10 ページになりますけれども、読み上げて活動報告を提案申し上げます。令和 6 年度美深町農業委員会活動計画。

1 活動目標。美深町農業委員会は、美深農業の将来を見据えながら、地域の実態と特性を十分に把握し、農地の確保と農地利用の最適化の推進、担い手の確保、育成を柱とする実践活動を関係機関団体と連携を図りながら推進するとともに、地域の世話役活動を通じて地域に根指した美深農業の発展を目指す活動を推進する。特に町が地域計画を作成するために必要な目標地図の素案作成になりますけれども、目標地図の作成作業に重点を置いて活動していく。

2 活動計画。

(1) 農地利用の最適化の推進、①遊休農地の発生防止に努める、②農地の流動化を図るため、関係機関と連携し利用調整に努める、③農地中間管理事業の事業推進に協力する、④農地パトロール利用状況調査を実施する、⑤農地の無断転用防止に向け監視と指導を行う、⑥農地税制、譲渡所得税、贈与税、相続届出の義務等の関係事務について適切な指導を行う、⑦につきましては、今年新たに設けた項目でございまして、地域計画にかかる目標地図素案を作成する。これにつきましては、最後にスケジュールのご説明をいたします。

(2) 担い手育成対策の推進。①新規就農、新規参入の推進。②家族経営協定の推進。③農業後継者育成推進協議会と連携しグリーンパートナー対策を推進する。今年につきましては、例年の婚活事業に加えて、農協青年部、商工会青年部と連携して、異業種交流会を新たに企画し実施するといった協議会の予定でございまして、それを推進していくということでございます。④農業実習生等受け入れに対する支援活動の推進。⑤農業経営の法人化を推進。⑥農業者年金加入の推進。⑦簿記記帳、青色申告の推進。次のページをご覧ください。

(3) 農業情報提供に取り組む。①情報提供活動に取り組む。これにつきましては、農業委員会だよりを発行する、並びに全国農業新聞の普及に努めます。②農地台帳と地図の整備、公表、情報の活用。③調査活動に取り組む。

(4) 地域農業振興対策の推進。①生活環境の整備啓発活動を行う。②農業振興施策に関する意見書を提出する。③農業者等との意見交換会を実施する。

(5) 農業委員会体制の整備充実。①農業委員会総会を開催する。原則として 25 日を中心として行います。②農地農政各小委員会を開催する。③各種研修会に出席し農業委員、事務局職員の職務の資質向上を図る。④先進地視察研修を企画実施し見聞を深めます。

先ほどの活動計画の中で、地域計画にかかる目標地図の素案を作成するということでございますが、別紙一枚物で横長のカラー刷りのペーパーを見ていただけますでしょうか。この表は今現在から目標地図素案作成までのスケジュールを項目別にまとめた表でございまして、これからご説明をいたしますが、現在事務局の方で農業委員会、この総会でもって審議いただいた結果をすべて入力をして、これから台帳とその調査票、これからアンケートをまわす調査票のチェック段階に入るところでございまして、アンケートの実際発送の時期としましては、一番左の項目 1 番目から始まりまして、6 番目のところで発送というところがありまして、5 月の中旬を目途に発送に取り掛かります。取りまとめ期間については、5 月中旬から 40 日ほど 6 月末を回収期間ということで目指してございます。

その後なんですけれども、恐らく 100%の回収は見込めないということでございまして、地域の皆様の、未回収分を農業委員さんで手分けして回収作業をしていただきたいと思いますと思いますが、黄色い部分です。聞き取り作業と未提出分回収ということで、7 月下旬までにほぼほぼの回収を見込んでございます。タブレット 3 台ございまして、それを皆様に分担しながら持ち寄ることも想定をしております。まずこの部分が進まないと目標地図が進まないということでありますので、この回収部分を 1 カ月ほど時間を設けてスケジュールを組んでみました。回収が先ほど言ったように、7 月末を目指して、8 月上旬には完了するといったようなスケジュールです。それから調査入力が始まり

	まして、11 番目地域協議の実施ということで、それをまとめたものを、今度は地域の皆様とお話しする機会を設けながら、8 月中に進めたいといったスケジュールでございます。最終的に目標地図の素案を作って、9 月末には完成して町部局の方に引き継ぐといったスケジュールでございます。説明は以上となります。
藤本会長	令和 6 年度、美深町農業委員会活動計画案についてご意見を承ります。ございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、令和 6 年度美深町農業委員会活動計画については原案の通り可決し、1 年間活動を進めてまいります。
藤本会長	委員の皆様から何かございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	事務局から何かございますか。

◎閉会宣言

藤本会長	それでは以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 1 回美深町農業委員会総会を終了いたします。
------	---

※終了 午後 2 時 22 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑥

署名委員 9 番

⑥

署名委員 1 番

⑥